

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成24年第12回定例会)

1 期 日 平成24年12月26日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後5時20分

2 出席委員

委 員 長	星 野	龍
委 員	梓 澤	キヨ子
委 員	原 田	孝
委 員	貞 廣	斎 子
委 員	植 松	榮 人

3 出席職員

学校教育部長	辻	利 信
生涯学習部長	早 瀬	登美雄
学校教育部参事	植 草	満壽男
学校教育部参事	野 中	良 範
学校教育部参事	高 柳	英 昭
学校教育部・生涯学習部参事	吉 川	清 志
学校教育部次長	田久保	正 彦
生涯学習部次長	市 川	隆 幸
学校教育部副参事	鈴 木	博
生涯学習部副技監	及 川	隆 志
生涯学習部副参事	井 澤	元 行
教育総務課長	飯 島	稔
学校教育課長	小 熊	隆
指導課長	村 田	均
総合教育センター所長	小松崎	修 男
学校給食センター所長	廣 瀬	功 一
社会教育課長	上 野	久
生涯スポーツ課長	片 岡	利 江
青少年課長	浅野目	俊 紀
青少年センター所長	新 井	嘉 晴
菊田公民館長	佐々木	とも代
学校教育部主幹	村 山	典 久
学校教育部主幹	真 田	知 幸
学校教育部主幹	島 本	博 幸
学校教育部主幹	松 本	健 志
学校教育部主幹	小 浜	由美子
学校教育部主幹	小 澤	由 香
生涯学習部主幹	猪 股	昭 喜
生涯学習部主幹	森 下	雅 之
生涯学習部主幹	岡 野	重 吾

#### 4 会議内容

委員長が

平成24年習志野市教育委員会第12回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第61号及び第62号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、非公開の議案を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成24年第11回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項(1) 習志野市学校施設再生計画の検討について (教育総務課)

学校教育部主幹が

習志野市学校施設再生計画の検討について、学校施設の現状と課題等を検討するため第三者による「習志野市学校施設再生計画検討専門委員会」を平成24年10月17日に設置し、第一回の会議を去る11月20日に開催したため報告をするものである。

習志野市は昭和40年代から50年代にかけて高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、住宅団地開発や、学校施設、幼稚園・保育所、公民館等、公共施設の整備、教育及び文化の振興、住環境の保全に力を注いできた結果、現在、学校施設を含む市内公共施設が一斉に老朽化し、更新時期が到来している。

これまで、習志野市では、公共施設の実態を全庁横断的に把握した公共施設マネジメント白書を完成させ、同白書からわかった老朽化等の実態に対する具体的な改善策の研究、検討に着手してきた。平成22年6月には第三者機関として「公共施設再生計画検討専門協議会」を設置し、提出された提言書を基本に、平成24年5月に公共施設再生計画基本方針を策定、現在、来年9月完成を目途に公共施設再生計画を策定作業中である。

教育委員会としては、学校施設再生に向けて、平成26年度までに小中学校耐震補強工事を完了し、その後の老朽化対策としての施設の長寿命化又は建替え等の選択及び順位づけが急務となっている。そのため、本市学校施設の再整備のあり方や推進方策等を検討する学校施設再生検討専門委員会を設置した。今後は全4回の専門委員会での提言を踏まえ、公共施設再生計画へ反映させつつ、平成25年9月の学校施設再生計画策定に向けて取り組んでいく、と概要を説明

委員が

小学校施設・機能について、習志野市では5歳児への義務教育化という政策を掲げているということだが、世界的にも幼児教育をすべての子ども達に受けさせることの方が高等教育を拡大していくことよりも教育効果が非常に高いという研究が蓄積されてきているこ

とから鑑みるに、非常に素晴らしいことだと思う。その点から5歳児への義務教育化は現状ではどれぐらい進行しているのか、また今後5歳児への義務教育化は存続させる計画であるのか、と質問

学校教育部主幹が

小学校と幼稚園の併設校の経緯として、昭和46年当時、幼稚園から小学校1年生に進級した際の教育をスムーズにする為、習志野市では「ヘッドスタートプラン」という施策として取り組んできたというもので、現状においても、小学校への進学に際してのつながりを重視している状況である、と回答

委員が

習志野市の公共施設再生計画の提言書を拝見するに、相当大胆な提言をしている。人口減少社会においてどうしても避けては通れない部分であると思うが、慎重な対応が必要であると思う。計画書に示された総論を実現していくために、今後は工程が必要になっていくことと思うが、「施設」問題を考える以前に、何よりも重要なことは、今後どういう教育を展開するのかという教育に関わるビジョンの検討と共有であろうと思う。20年後、30年後の習志野で、どのような教育を展開していくのか、どういった教育カリキュラムを提供していくのかという観点こそ、重点的に検討して頂きたい、施設をどうするかという議論は、その後に議論されるべき事である。例えば、学校の施設を多機能化するだけではなく、いくつかの学校で多様なカリキュラムを合同で展開していくなどを考えた上での施設だと思うので、是非、学校施設再生計画検討専門委員会の中では、施設という観点に偏らず、どういう教育のビジョンについても検討して頂きたい。

委員が

公共施設の多機能化という観点から、他の自治体の事例を見る、とデイケアの待機数の増加が問題となっていることから、学校の余裕教室にデイケアなどの福祉施設を入れて、複合施設化する事例が少なくない。習志野市の場合、デイケアなど福祉・保健施設に関し、習志野市内の待機数が増えて、その対応に苦慮している実情はあるのか、また委員構成として申し分ない先生方と理解するが施設系に偏っている気がする、と質問

学校教育部主幹が

学校施設の多機能化について、余裕教室を福祉施設にというような考え方は、市議会の議員から質問を受けたりなどの状況はある。その中で、学校施設といった部分で不特定多数の人が学校施設を利用する場合、動線の確保であったり、振動、騒音が学校教育にどのような影響を与えるか、あるいはセキュリティの対応にも配慮が必要である。そのため、公共施設再生の中で、福祉施設の機能を学校へという考え方は現状においては入っていない。

福祉施設の需要面について、デイサービスにおいてはまだ需要に足りていないと聞いている。ただ福祉の計画については各地域でそれぞれの需要を計算しているので、施設が必要になったとしても、学校を使用するとなった場合、福祉サイドとしても難しい面がある。

ご意見を頂いた、ビジョンを持ってということについては、確かに重要であると認識している。委員構成から施設重視であるように思われるが、第一回の会議の中では、習志野市の現状の中で保有量を圧縮するといったときに施設の老朽化から施設を維持するための

多機能化という議論の一方で、これまで習志野市が取り組んできた教育、14コミュニティの中の学校施設という観点から、学校教育の役割の重要性等の意見も頂いている。今後、習志野市の教育実現という部分の資料等を調製した後、提示し、ご議論、ご意見を頂いていきたい、と回答

委員が

まずはハード面をある程度目安をつけようと話が進んでいるような印象があるが、ソフト面も並行してほしい、と要望

委員が

習志野市の公共施設再生計画と学校施設の再生計画が同時進行しているように思うが、双方の整合性等、どのように考えていくのか、と質問

学校教育部主幹が

東日本大震災の影響で、耐震補強を優先するという中で、若干遅れた背景はあるが、学校施設再生計画と公共施設再生計画は、現状では同時進行であるが、教育委員会の意思をもった学校施設再生計画が存在したところで、公共施設再生計画があるという形で取り組んでいく、と回答

委員が

現実的な話をすると、長期的なビジョンとして、統廃合もあり得るということを大前提に考えていいのか、と質問

学校教育部主幹が

前提として考えると言うと、今の段階では言い過ぎてしまう。今後の学校施設をどのように次代の子どもに引き継いでいくか考えたとき、統廃合も検討しなければならない課題であると認識している、と回答

委員が

市内小学校の児童数をみると、明らかに偏りがでている。向山小学校や秋津小学校は児童数が減っている中で、いずれ統廃合は必要となってくると思う。その際にはパブリックコメント等でしっかりと市民の意見を聞いていかなければならない、と意見

委員が

提言の中で、新築の建造物は作らないとあるが、統廃合の場合は新築という概念ではなく、それも含め建築の対象となると考えていいのか、と質問

学校教育部主幹が

現存の124の施設に加えて、新たな建物は建てないということで、仮に統廃合で2校を1校にしたとしても結果として保有総量を圧縮した中での建て替えということなので、新築であったとしても、原則論の新たな建物を建てないという事とは異なる、と回答

委員が

予算が大変だと思うが、慎重に検討をしていただきたい。また対応年数について、大久保小学校、谷津小学校、第二中学校が、築年数50年を超えている中で、津田沼小の全面改築に発案から4年間かかっていることから、急いで取り組んでいかなければ対応が遅れていく学校が増えていってしまう。一日一日を大事にして検討していきたい、と意見

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

### 議案第63号 習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正する規則 の制定について (青少年課)

青少年課長が

放課後児童会の開設時間について小学校の休業日における開設時間を変更するための改正である。小学校の休業日は午前8時30分から午後7時までであったものを午前8時から午後7時までに改めるものである。この規則は平成25年4月1日から施行する、と概要を説明

委員が

自分の子どもも児童会を利用しているが、そうした利用者の立場から、開設時間が8時からになるという努力に非常に感謝する。しかし、休業日は土曜日、日曜日だけではない。実際は、子どもの夏休み、冬休み、春休みすべて休業日であり、働く親からの視点から欲を言えば、今回の改正が最終地点ではなく、さらなる時間の拡大に期待したい。例えば、7時開設でないと仕事に間に合わない家庭もあると思う。ただ、今の意見はあくまで親の立場からであるので、子どもの福利や社会のワーク・ライフ・バランスを考えれば、小さな子どもを持つ親御さんが7時に子どもを預けなくてもいい働き方ができる社会ができた方がずっと良い。こうした試みは、習志野市単体でできる訳ではないが、もし習志野市の中で、少しでも、小さなお子さんを持つ親御さんがそういった時間的に余裕のある働き方ができるような取り組みがあったほうがより望ましいと考える、と意見。

教育長が

放課後児童会の開設時間は、社会情勢、また要望とともに変化をしてきたが、指導員は臨時で雇用しているため、雇用の面も考慮しながら、少しずつ前に進めていきたい、と意見

委員が

放課後児童会に所属する児童は、保険には入っているのか、と質問

青少年課長が

放課後児童会については、放課後児童会独自の傷害保険に入っている、と回答

委員が

社会の情勢に合わせて、開設時間が拡大されてきたということだが、女性が働きやすい環境を常々意識しながら、より一層利用する方にとって便利になるようお願いしたい、と

## 要望

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第63号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成25年1月23日（水）午後3時に決定された。

## その他 東習志野小学校コミュニティルームの今後について (社会教育課)

社会教育課長が

習志野市では平成5年4月に当時の文部省（現 文部科学省）が、児童生徒の学習・生活・交流スペースとしての活用、管理諸室の充実、学校開放支援スペースの検討、地域住民の学習活動への転用を柱とする「余裕教室活用指針」を通知したことを受け、余裕教室の実情を把握したうえで、平成5年度に袖ヶ浦東小学校（21年度をもって廃止）、平成6年度に東習志野小学校、平成7年度に秋津小学校をコミュニティルームとして地域に開放してきた。

その中で、東習志野小学校コミュニティルームを利用しているのは3団体であるが、平成25年度には2クラス増になることにより、余裕教室がなくなり、コミュニティルームが存続できなくなる。東習志野コミュニティルームの今後については、平成25年度当初から正常な学校運営ができるよう、平成24年度をもって利用3団体と協議をしている、と報告

委員が

東習志野小学校が特殊であって他の小学校にはまだ余裕教室があるのか、と質問

教育総務課長が

市内の小学校で、まず、今後教室数の不足が考えられるところは、谷津小学校であり、現在余裕教室のほとんどない状況の学校は、鷺沼小学校と藤崎小学校である。なお、比較的海浜部の学校については余裕教室がある状況である、と回答

委員が

コミュニティルームを活用する団体に関して、学校活動に支障のない範囲で活動するという取り決めがあるはずだが、そのあたりはどうなっているのか、と質問

社会教育課長が

借用の条件として、学校で支障がある場合は返却を求めるという取り決めはあった中で、例えば3月31日までの借用であっても、その前に返却を求める事はできる。しかし、各々の団体が活動していたのも事実であり、見通しの中で3月31日までの借用という話であったので、今回は3月31日を期限として協議を進めている、と回答

委員が

この先も同じような事例が多々出てくると思うが、その時に大事なものは例外を作らないことであり、そうでないと思わぬトラブルに繋がる可能性もある、と意見

委員が

今回の場合、借用期間は1年ごとの使用許可ではなく、平成25年度の3月末までという契約だったのか、と質問

社会教育課長が

年度単位で更新をしている。年度更新の際に、利用団体と学校教育部で使用許可をしている、と回答

委員が

本来ならば、地域住民は公民館を借りるのが一般的だと思うが、コミュニティセンターにこだわるのは、公民館に空きがないから、と質問

社会教育課長が

生涯学習施設に限っては、公民館、コミュニティセンターの現状として稼働率でいうと50%ほどであり、空きはある。今回3団体と話をしたところ、障害になるところは、希望する時間帯が他の団体と同じであること等で、簡単にはいかない部分もある、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、東習志野小学校コミュニティルームの今後については終了した。

## その他 平成25年習志野市成人式について

(青少年課)

青少年課長が

平成25年習志野市成人式について、昨年度を例に説明させていただくものである。平成24年の成人式は平成24年1月9日に習志野文化ホールで習志野市、習志野市教育委員会、習志野市選挙管理委員会主催で催された。第一部として、開式の言葉、国歌・市歌の斉唱、市長による主催者挨拶、市議会議長による来賓祝辞、来賓者紹介、主催者紹介、新成人の抱負、閉式の言葉となり、成人式典は終了。第二部は、新成人を祝う集いとして平成24年成人式実行委員会主催で催された。平成25年の新成人の数は、男性903名、女性が718名で合計は1,621名、平成24年は6割強の新成人が出席した。平成25年の成人式は1月14日の月曜日、成人の日に文化ホールで行われる、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、平成25年習志野市成人式については終了した。

<議案第61号及び第62号は非公開>

教育総務課長が

平成25年度教育費当初予算案は、10月1日付けで示された市長による予算編成方針を受け、前回の定例教育委員会会議において協議させていただいた事項を含め、教育委員会として予算編成作業を行った。本日議決をいただいて、平成25年度教育費当初予算案として市長に申し入れを行うものである。なお、市長に申し入れる予算案については、今後市長事務部局において予算査定作業を行うこととなるので、予算要求内容に変更が生じる場合があることを、あらかじめ、ご承知おきいただきたい。

平成25年度の教育費に係る歳入予算要求額は、地方債等を除き、15億5千938万8千円で、前年度予算額17億7千30万円に対して、2億1千91万2千円の減、率にして11.9%の減となっている。また歳出予算要求額は、職員給与費などを除き、54億5千143万4千円、前年度予算額58億6千485万2千円に対して、4億1千341万8千円の減、率にして7.0%の減となっている、と概要を説明

委員が

特別支援教育推進事業について、第四中学校に特別支援学級を開設する経緯について質問したい、と質問

指導課長が

第四中学校に特別支援学級を開設する経緯について、現在特別支援学級は、市内小学校12校、中学校4校に設置している。障がいを持つ児童・生徒の自宅から近い学校で教育を受ける環境を整えることが望ましいと考えている。市内各学校の特別支援学級の状況、在籍の児童数、生徒数を調査し、更に来年、再来年と児童・生徒の在籍人数の動向から特別支援学級の新しい開設を毎年検討している。現在、市内の学級の中で第二中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍生徒数が70名と多い状況の中、本来は第四中学区であるのに特別支援の学級に通うために第二中学校に通学している生徒が7名ほどいる。また、平成25年度は第四中学校区の東習志野小学校・実花小学校の自閉症、情緒障がい学級で在籍して卒業する児童が6名ほどいる。第四中学校区在住の児童・生徒は12名になるという見込みである。そこで第四中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学校を開設して、第二中学校まで通わなければならない生徒が多くなりすぎないように、第四中学校に開設することが必要となったため、現在準備をしている、と回答

委員が

今後の市の方向性としては、同じように特別支援学級を増やしていくのか、と質問

指導課長が

習志野市には、障がいの種類があり、知的障がいの学級、言語障がいの学級、難聴の学級、自閉症・情緒障がいの学級がある。特別支援学級の在籍状況から今後は自閉症・情緒障がい特別支援学級や知的な障がいを持つ知的障がい特別支援学級を更に設置していくことが必要であると考えている。特別支援学級の整備事業という形で、特別支援学級に在籍している児童・生徒の動向、施設設備、予算等から勘案し、必要な学校に必要な学級を設置していく方向で考えていく、と回答



委員が

高等学校のスクールカウンセラー配置事業について、昨年度の利用状況はどれくらいか、と質問

学校教育課長が

平成23年度の実績によると、全日制で315件、定時制で389件である、と回答

委員が

実際、スクールカウンセラーを配置してもなかなか利用しづらいという事も多いが、300件を超える実績があるということは事業として効果のあることだと思う、と意見

委員が

申し入れ金額の状況で平成23年度には前年度より33.8パーセントと増えたのは何故か、また国立大学法人は教育状況に関係なくかなりの額を毎年減らされていく状況にあって非常にきつい状況である。習志野市では、教育は、一定の削減目標の下に予算を考えるというのではなく、必要の積み上げによって予算を頂けるようにしてほしいが、今後シーリングはあるのか、と質問

教育総務課長が

教育費予算の申し入れ金額が増減する要因は、建築工事費関係等、大規模改修、耐震補強工事費、土地等の用地取得事業で予算額が大きく変わってくる。なお、そのような中でも、学校運営や児童・生徒の学習に関する費用については例年度の額を維持するよう努力している。また今年度は市長事務部局からある程度の教育費の額が示され、教育委員会として事業立て、優先順位付け等を考える中で調整をしたものであり、来年度の予算については、各事業ごとに教育委員会と市長事務部局が協議をしていこうとするものである、と回答

委員が

要保護・準要保護児童援助費及び特別支援教育就学奨励費について、国庫負担から地方交付税措置をしたことによって、保障の範囲や金額、保障対象者が自治体によって違っているのが問題とされている。市内小学校に関しては要保護児童が71名、準要保護が466名で1校あたり30名ぐらいであるが、申請して許可されるのが何名ぐらいか、また補助の対象となっている費目の範囲はなにか、と質問

学校教育課長が

申請して許可された割合であるが、本市の場合、準要保護について生活保護基準の1.3倍未満となっている。判定の基礎は、近隣他市では収入となっているが、本市に関しては所得で判定しているため、近隣他市よりは若干認定されやすい状況にある。学校においては給食費の支払い等が遅れてしまっている家庭に関しては、学校側から親御さんに申請を促している状況もある。比較的に希望される家庭に関しては基準の中で対応できている。

また費目に関しては学用品、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、セカンドスクール食事代、学校給食費、医療費等となっている、と回答

委員が

生活保護基準の1.3倍という数値は平均的であると考えているが、判定基準を所得においていというのは非常に大きいことである。また、なによりも、給食費を支払えない家庭に学校側からアプローチしているということは、非常に良いことで是非これからも続けて欲しい、と意見

委員が

小・中学校施設トイレ改善事業について、今後の方向性を伺いたい、と質問

教育総務課長が

小・中学校施設トイレ改善事業について、教育委員会としては施設の老朽化に伴って児童・生徒の衛生面、学習面、教育環境を考えると早急な対応が必要であると認識している。今後の方向性については、平成26年度までの小・中学校施設の耐震補強完了を最優先として取り組んでいく中で、その中でトイレ環境の改善についても老朽度や、公共施設再生計画の勘案した中で順序付けをし、可能な範囲でトイレ改善の予算協議をし計画的に取り組んでいきたい、と回答

委員が

今回の市議会で、小・中学校のエアコンの設置状況についての話があったようだが、やっと全教室に扇風機がついたということで、驚いているのだが、エアコンについてはどうなっているのか、と質問

教育総務課長が

次回定例会で、市議会の一般質問の報告をさせていただく予定ではあるが、エアコン設置について2名の議員さんからお話があった。教育委員会としては、耐震化やトイレ改善事業を優先的に考えていきたいこと、学校施設が全体的に老朽化しているという喫緊の課題が山積している状況にある。今後のエアコン整備については学習環境に係る整備の必要性の有無の議論から始め他市における冷暖房設備の設置状況、またその効果等を調査、研究し教育委員を含め教育委員会として議論し、方向性、考え方を整理していきたい、と回答

委員が

エアコン設置については、社会情勢の中で、どこまでが基準になるかということで決められていくと思う。設置できる状態にある学校については配慮し、進めていってもらいたい、と意見

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第61号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第62号 習志野市文化財審議会委員の委嘱について

(社会教育課)

生涯学習部主幹が  
習志野市文化財審議会委員の委嘱について概要を説明

採決の結果、議案第62号は原案どおり可決された。

委員長が  
平成24年習志野市教育委員会第12回定例会の閉会を宣言